別表２

項番	（あ） 諮問受理番号	（い） 諮問	（う） 請求日	（え） 請求する公文書の件名又は内容	（お） 担当	（か） 決定	（き） 却下する理由	（く） 異議申立て年月日	（け）異議申立人の主張 （こ）実施機関の主張
1	平成25年度 諮問受理第141号	平成25年12月27日付け大総務監第114号	平成25年10月21日	市民の声No.1307-20019-001-01（監察課）は、日本国憲法解釈不要とも解するが、地公法第30条・憲法第99条「従事」（公務員の義務示す）より、解釈義務負う為、服務規律様々有る。職員条例・規則（内、職員倫理規定は、特に法治国家法従事する倫理示す）、又、大人事第19号「資料」内「知識豊富」示す。以上の等々より、解釈回答せずは、極めて悪質。寄って、上記内より、回答合致するもの特定求む。「地公法第31条」示す。人事室、人権室「保有分」矛盾する回答。	総務局監察課	平成25年11月５日付け大総務監第103号　公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成25年12月３日	処分の取り消しを求める。本市の職員研修類「要綱」反す。市会採択するのを職員反逆する「日本国憲法は、日本国籍のみ保障（略）」許されず。※国籍差別強調する主張だ！！！日本国には、公務員（職員）「場当たり説明」是認する法律は、無く、審査会委員の道義的責任問われる本件決定事由（不的確）である。職員の公約反す。 「大阪市外国籍籍住民施策基本指針」反す。（宣言等、研修資料類） 実施機関は、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第５の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
2	平成25年度 諮問受理第142号	平成25年12月27日付け大総務監第115号	平成25年11月11日	「権利の濫用」（「個人の識見」監察部）は、市民の声No.0901-10105-001-01（人権室啓発担当）の「外国人地方参政権の市会採択する」を否定するものだが、職員が、市長否定可能な職員規定求める。判例根拠「人権事項規定」の権利否定する市民の声回答も、判例否定可能な職員規定も、求める。	総務局監察課	平成25年11月25日付け大総務監第107号　公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成25年12月３日	処分の取り消しを求める。本市の職員研修類「要綱」反す。市会採択するのを職員反逆する「日本国憲法は、日本国籍のみ保障（略）」許されず。※国籍差別強調する主張だ！！！日本国には、公務員（職員）「場当たり説明」是認する法律は、無く、審査会委員の道義的責任問われる本件決定事由（不的確）である。職員の公約反す。 「大阪市外国籍籍住民施策基本指針」反す。（宣言等、研修資料類） 実施機関は、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第５の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
3	平成25年度 諮問受理第146号	平成26年１月６日付け大総務第ｅ－219号	平成25年11月５日	個人情報保護条例第６条「収集」（解説１）を本人からの収集（対面・電話・市民の声）有っても、全く否定する職員行為を可能とするもの求める。 （適正欠く「矛盾」）の記述も多々有）	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年11月18日付け大総務第ｅ－164号　公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成25年12月３日	憲法第98条２項を「個人の識見」反す主張。消費者保護条例第18条「著しく」反す。障害者自立支援法反す。（生保手帳第７章→第４条文献示す）本件全点「道義的責任」反す。大健福第1916・1918・3954・3955号反す。下記「要綱」示す（1916・1918号実施上添付有った。） 処分の取り消しを求める。「権利の濫用」の正当な理由不明示の為、事由欠如。尚、「他法事案」は、「大阪市生活保護法医療扶助業務担当非常勤嘱託職員（嘱託医師）要綱」(2)本庁業務委託医師を矛盾し、当区権限有さず規定。 所管外の情報公開グループが、所管局（福祉局・健康局）見解を承認拒否する不承認や不正確との行政文書（市民の声回答書等）否定する為、「整合性」無く矛盾増加（作る）又、弁護士各記録票を否定するのは、当職である。 実施機関は、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第５の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	（あ） 諮問受理番号	（い） 諮問	（う） 請求日	（え） 請求する公文書の件名又は内容	（お） 担当	（か） 決定	（き） 却下する理由	（く） 異議申立て年月日	（け）異議申立人の主張 （こ）実施機関の主張
4	平成25年度 諮問受理第147号	平成26年１月６日付け大総務第ｅ－220号	平成25年11月５日	地公法各条文解説（解釈）する各宣言上、「矛盾」こそ禁止されているが、実質上「矛盾」だらけの記述する各書面交付順次有る為、「一慣性」（説明）免責あるもの求む。 又は、変更可能なもの求む。（個人情報の取り扱い差異有）	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年11月18日付け大総務第ｅ－165号　公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成25年12月３日	憲法第98条２項を「個人の識見」反す主張。消費者保護条例第18条「著しく」反す。障害者自立支援法反す。（生保手帳第７章→第４条文献示す）本件全点「道義的責任」反す。大健福第1916・1918・3954・3955号反す。下記「要綱」示す（1916・1918号実施上添付有った。） 処分の取り消しを求める。「権利の濫用」の正当な理由不明示の為、事由欠如。尚、「他法事案」は、「大阪市生活保護法医療扶助業務担当非常勤嘱託職員（嘱託医師）要綱」(2)本庁業務委託医師を矛盾し、当区権限有さず規定。 所管外の情報公開グループが、所管局（福祉局・健康局）見解を承認拒否する不承認や不正確との行政文書（市民の声回答書等）否定する為、「整合性」無く矛盾増加（作る）又、弁護士各記録票を否定するのは、当職である。 --- 実施機関は、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第５の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
5	平成25年度 諮問受理第148号	平成26年１月６日付け大総務第ｅ－221号	平成25年11月５日	総務局情報公開グループは、１Ｆ当室の「公開」「開示」実施時に、当資料・当書面の質疑応答や応答（職員行為）する協議を拒否する生野区役所（隋時）、10/31は、○○代理・文書グループ○○係長行為（拒否）有り、説明義務不要分かるもの求める。 本来は、説明責任要し、従来、○○代理当時行う、○○代理当時も行っていた。 又、説明義務果たす担当職も有り、行為差異も有る。両グループの公開研修資料も求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年11月19日付け大総務第ｅ－169号　公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成25年12月３日	憲法第98条２項を「個人の識見」反す主張。消費者保護条例第18条「著しく」反す。障害者自立支援法反す。（生保手帳第７章→第４条文献示す）本件全点「道義的責任」反す。大健福第1916・1918・3954・3955号反す。下記「要綱」示す（1916・1918号実施上添付有った。） 処分の取り消しを求める。「権利の濫用」の正当な理由不明示の為、事由欠如。尚、「他法事案」は、「大阪市生活保護法医療扶助業務担当非常勤嘱託職員（嘱託医師）要綱」(2)本庁業務委託医師を矛盾し、当区権限有さず規定。 所管外の情報公開グループが、所管局（福祉局・健康局）見解を承認拒否する不承認や不正確との行政文書（市民の声回答書等）否定する為、「整合性」無く矛盾増加（作る）又、弁護士各記録票を否定するのは、当職である。 --- 実施機関は、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第５の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	（あ） 諮問受理番号	（い） 諮問	（う） 請求日	（え） 請求する公文書の件名又は内容	（お） 担当	（か） 決定	（き） 却下する理由	（く） 異議申立て年月日	（け）異議申立人の主張 （こ）実施機関の主張
6	平成26年度 諮問受理第４号	平成26年４月８日付け大市民消費第７号	平成26年１月17日	消費者センターは、「事業者」の裁判偽証要認・是認する「著しく」（条例第18条）判断する理由分かるもの求める。（下記事案有） ①○○は、「あっせん」否定する判決下る。②○○は、「電波障害」否定する判決下る。当センター記録との「真逆」説。 ①②ともの「事業者」法廷証言は、センター共有化。大市民第6110号内、「○○弁護士記録票」②の分。「○○弁護士記録票」①の分。 何故か、総務局は、①分提出求める補正依頼有。（大総務第ｅ－191号）「弁護士記録票」は、センター否定している今日であり、大総務第ｅ－３号との「整合性」欠く。	大阪市消費者センター	平成26年１月31日付け大市民第5223号　公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年３月12日	職員は、「同案」を「逆説」主張が、隋所「記載」明らかは、市民への「偏見」作る 処分の取り消しを行い、速やかに、決定求める。又は、情報提供せよ。 「弁護士の回答」不満は、職員であり、○○副参事（当時）と○○代理（当時）の主張相違の精査せよ。 ①「公益通報」した「通報についての連絡」は、条例第18条「著しく」を「個別判断」（苦情数除外） ②「理由説明書」は、「訪門販売」主張する「苦情数」示す。異議申立人の件は、「市販」の為、事案の違い有。 ①は、「苦情数」不要主張し、②は、「苦情数」必要主張にある「逆論」 大市民第5302号「不」非公開が、４②の「矛盾」を明らかにする。弁護士見解「6137号」との不一致。 大市民第5302号「不」非公開は、6137号「○○弁護士相談記録」一致する。 即ち、②の○○職員主張は、①の○○職員主張認知の上、「逆説」作成する「理由説明書」提出は、「故意」であるのが、「時系例期日」から明白。尚、「消費者庁」見解不明のままである「消費者センター（市）」実態。 実施機関は、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、司法の判断に関する公文書を請求するものであることから、答申第332号第５の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
7	平成26年度 諮問受理第166号	平成26年11月18日付け大総務第104号	平成26年10月２日	総務局総務課○○・○○職員の10／２発言する終始について、服務規律上の特定求める。 「○○職員が、説明免除の言動等の違反行為」持参する証拠物件（市の行政文書）の確認拒否！！！	総務局総務課（総務グループ）	平成26年10月16日付け大総務第82号　公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認（否定）するもの決定せよ。 H25．３／21「記者会見」するH20．３／26「発行（指導）」理由要す。※行政は、法律根拠要す 地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の元での、総務局・生野区役所は、事実行為欠く。 ※「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。 実施機関は、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第５の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
8	平成26年度 諮問受理第175号	平成26年11月26日付け大総務第ｅ－259号	平成26年10月１日	情報公開Ｇ○○代理は、「市民が理解するまで説明する気が無い」主張（10／１）から、「整合性」説明義務・「一慣性」説明責任の免除する服務規律資料求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年10月15日付け大総務第ｅ－223号　公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認（否定）するもの決定せよ。 H25．３／21「記者会見」するH20．３／26「発行（指導）」理由要す。※行政は、法律根拠要す 地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の元での、総務局・生野区役所は、事実行為欠く。 ※「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。 実施機関は、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第５の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。

（注）　（え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。